

監 事 の 意 見 書

農業災害補償法第40条第1項の規定により平成27年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を遂げ、その正確適正なることを認める。

これまで役職員が身を削る改革に取り組んできた結果、平成27年度は、農林水産省から前年度より22,400千円増となる国庫事務費負担金の交付を受け、更に東京都から10,000千円の経営支援を受けられ組合の財務を安定化させ、新たに組合員サービスの向上を中心とした11項目の事業に着手したことを評価する。

なお、「信頼のきずな」未来につなげる運動については、各事業とも農業経営のセーフティネットとしての農業共済事業を地域全ての農家に広げるため共済資源の把握を行い、運動の目標達成に向け役職員が一丸となり引受拡大に努めることを望む。

成28年5月13日

東京都農業共済組合

代表監事 加藤 篤 司

監 事 平 野 博